

大情審答申第 340 号
平成 25 年 6 月 24 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年3月15日付け大情第392号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 2 月 7 日付け大情第 312 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 12 月 26 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 2 の（あ）欄に記載のとおり公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を別表 2 の（い）欄に記載のとおり特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表 2 の（う）欄に記載の部分を公開しない理由を別表 2 の（え）欄に記載のとおり付して、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 2 月 16 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書のうち、公益通報処理報告書はその体をなしていない。この報告書の調査主体はどこなのか。なぜこんな不完全な公文書が内容の精査もされずに市民に公開さ

れるのか。

- 2 公開しないこととした部分は、市民として理解できない。本件文書のうち承認名がマスキングされているがなぜなのか。この承認者達（管理職）は何時から私人になったのか。
- 3 この通報は住吉区役所職員の住吉区政協力会との癒着問題であろう。その職員達は、平成23年9月14日の協力会総会に時間休暇を取って参加していると言いたいのだろうか、それをなぜ、個人が識別できるとして所属コードをマスキングするのか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は本件文書のうち別表2の（う）欄に記載の部分为非公開として本件決定を行っているところ、異議申立人は「承認者の氏名」及び「所属コード」についての公開を求めているため、以下、主に当該情報に係り本件決定を行った理由について述べる。
- 2 そもそも本件文書は、住吉区役所から情報公開室監察部公正職務担当（当時）に提出され、大阪市公正職務審査委員会に諮った報告書であり、その内容は、本市職員が、任意団体である住吉区政協力会の業務等を行っている旨の公益通報案件の処理に関するものである。
- 3 住吉区政協力会が実施する事業には、本市職員は年次休暇を取得するなどし、私人の立場として参加しているため、本件文書に記載された本市職員の氏名については、職員の私事に係る情報として、個人情報に該当し、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、これを公開しないこととした。
これに伴い、「承認名」欄の本市職員の氏名についても、他の情報と照合することにより、私人として住吉区政協力会が実施する事業に参加した本市職員（以下「本件職員」という。）の氏名が明らかとなるおそれがあることから、公開しないこととしたものである。
- 4 また、「所属コード」は、課単位等で付番されており、他の情報と照合することで、本件職員の氏名が明らかとなるおそれがあることから、承認者の氏名と同様に公開しないこととしたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、

条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、本市職員が、任意団体である住吉区政協力会の業務等を行っている旨の公益通報案件の処理に関するものである。

3 争点

実施機関は、条例第7条第1号、第2号及び第5号を理由に別表2の(う)欄に記載の部分を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、別表2の(う)欄に記載の部分のうち、条例第7条第1号を理由として非公開とされている部分(以下「本件非公開部分」という。)の公開を求めるとして争っていると解される。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号該当性である。

なお、当審査会で確認したところ、本件非公開部分は、本件職員の職員番号、氏名、所属コード及び補職、並びに本件職員の休暇承認者の氏名であった。

4 本件非公開部分の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等(…)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件職員の職員番号の条例第7条第1号該当性について

当審査会から、実施機関に改めて確認したところ、そもそも職員番号とは、本市

職員の勤務記録等の情報管理を効率的に行うために、職員固有の7桁の数字を番号として付番したものであることに加えて、職員の個人情報の管理にも使用されているとのことであることから、これが大阪市の組織内においてのみ使用されているとしても、氏名等他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する情報であると認められる。

また、これまで職員番号については、職員番号が対象文書に記載されている場合、非公開情報として取り扱ってきており、市のホームページ等においても、公にしている情報ではないと認められる。

したがって、本件職員の職員番号は、条例第7条第1号ただし書アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと認められる。さらに、その内容及び性質から同号ただし書イ及びウにも該当しない。

(3) 本件職員の氏名の条例第7条第1号本文該当性について

実施機関は、第4の3のとおり、本件職員の氏名について、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないことから非公開としている。

ここで、本件職員の氏名について、条例第7条第1号本文に該当し、その性質上ただし書イには該当しないことは明らかであることから、以下本件職員の氏名の条例第7条第1号ただし書ウ該当性について検討する。

(4) 本件職員の氏名の条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

実施機関は、第4の3のとおり、私人の立場として住吉区政協力会の事業に参加していることから、本件職員の氏名については、本件職員の私事に係る情報であり、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない旨主張している。

確かに、実施機関の職員の私事に関する情報については、条例第7条第1号ただし書ウに該当しないことは言うまでもない。

しかしながら、当審査会において本件文書を見分したところ、本件文書のうち、「平成23年度住吉区政協力会総会について」に「総会挨拶」、「業務分担」及び「応援職員」の欄が、また、本件文書のうち「平成24年住吉区年賀互礼会」に「互礼会挨拶」、「業務分担」及び「動員体制」の欄があり、本件職員の氏名及び補職が記載されていた。

以上を踏まえると、本件については、本件職員が完全に純然たる私人の立場で住吉区政協力会の事業に参加しているとまでは認められず、職務遂行の性質を帯びたものとして参加している側面も否定できないと解されることから、本件職員の氏名は条例第7条第1号ただし書ウに該当すると認められる。

また、本件職員の氏名が条例第7条第1号ただし書アに該当することは言うまでもない。

(5) 本件職員の所属コード及び補職、並びに本件職員の休暇承認者の氏名（以下「本件情報」という。）について

実施機関は、本件情報について、これを公にすると他の情報と照合することにより本件職員の氏名が明らかになるおそれがあることから非公開としている。

しかしながら、上記(4)のとおり、本件職員の氏名が条例第7条第1号ただし書ア

及びウに該当することを踏まえると、本件情報についてはこれを非公開とする理由はない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表1 公開すべき部分

本件職員の氏名、所属コード及び補職、並びに本件職員の休暇承認者の氏名

別表2

(あ)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	12月21日付で大阪市公正職務審査委員会が公益通報者に出した「住吉区政協力会と市職員とのゆ着事件」の審議結果のご連絡の文中、本件について、住吉区役所からは、～中略～旨の報告を受けております。とある。その報告文書の公開を求める。
(い)	公文書の件名	・ 公益通報処理報告書(22-70-2)(第1回目) ・ 公益通報処理報告書(22-70-2)(第2回目)及び追加資料
(う)	公開しないこととした部分	(ア) 職員の職員番号、所属コード、私人に係る公務員の補職及び氏名 (イ) 法人等の印影 (ウ) 法人等の契約金額、予算額、予算内訳 (エ) 公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容
(え)	上記の部分を公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) (ア)の情報は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第2号に該当 (説明) (イ)は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

		(ウ)の情報は、当法人等の事業者の経営上の内部管理に属する情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) (エ)の情報は、本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
--	--	---

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第87号

年 月 日	経 過
平成24年3月15日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年4月11日	異議申立人から意見書の提出
平成24年9月21日	審議（論点整理）
平成24年10月9日	実施機関理由説明
平成24年11月27日	審議（論点整理）
平成25年3月22日	審議（答申案）
平成25年5月8日	審議（答申案）
平成25年5月22日	審議（答申案）
平成25年6月24日	答申